

業務の新聞

第7号 平成29年 9月25日

エルダー社員制度に関する第2次申し入れを行う!!

本部は、9月21日「公平で納得性のある制度運用を求める“エルダー社員制度に関する第2次申し入れ”」を行いました。

多くの組合員の方々から、「明確な説明がなされない、聞いても現場では応えられない」等々の不安・不満・疑問の声が各級機関に寄せられています。

申し入れ内容は、

1. 59歳に達する社員に対する再雇用までの流れを次の通りとすること。
 ① 再雇用希望の把握（説明会及び個人面談）…年度初～6月末まで
 ② 再雇用先の提示（就労箇所及び就労条件）…11月末まで
 ③ 再雇用契約の締結…年度末まで
 2. JR東日本本体で勤務を希望した社員については、全てJR東日本本体雇用とすること。
 3. 再雇用先が出向となる場合には、本人希望がない限り「原則グループ会社内」とすること。
 4. 再雇用先の企業において、取得事由を問わない「短日数勤務」及び「短時間勤務」を適用可能とすること。また、適用開始予定日の前々月の20日までの申請とし、月単位での取得を可能とすること。
 5. 再雇用先の全ての企業の休日数を114日とすること。
 6. エルダー社員就業規則第30条に寒冷地手当を新設すること。就業規則第135条別表23の級地区分表及び第136条別表24の定額表を準用すること。
 7. エルダー社員就業規則第50条を改訂し、就業規則第138条の3を準用すること。準用にあたっては、運転関係業務または、車両及び運転関係設備の保守業務に従事する社員に対し、現職から継続してカウントし、運転無事故表彰などを行うこと。また、現在もエルダー社員として当該業務に従事している者に対し、平成30年4月1日より5年遡って表彰などを行うこと。
- 安心して“使える”エルダー社員制度をつくりましょう。

平成29年度申1号と申2号を提出!!

9月28日、支社経営側に対し申1号を提出しました。申1号は9月9日に開催された、第5回地本大会での発言をもとにしたものです。

1. お客様にとって便利で安全で利用しやすいJR東日本東京支社を創造すること。
2. 業務量・工事量などに見合った要員を配置し「余力」「余裕」を持って、業務遂行・安全対策・事故防止・技術継承を行うこと。
3. 扶養認定範囲を拡大し、カフェテリアポイントの使用も含め、社員の生活をフォローすること。
4. エルダー制度の趣旨に則り、責任を持って運用管理すること。
5. エルダー制度で再雇用契約を結び「出向」している社員の労働条件・労働環境を改善すること。